

第1回神奈川の教員の働き方改革検討協議会議事録

- 1 日 時 平成30年6月18日(月) 15:00～16:30
- 2 場 所 神奈川県住宅供給公社ビル2階 大会議室
- 3 委 員 第1回神奈川の教員の働き方改革検討協議会速報掲載のとおり
- 4 概 要 (○：委員、●：事務局)

● (事務局)

皆様、こんにちは。本日はお集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので、神奈川の教員の働き方改革検討協議会を開催させていただきます。

まず、本協議会の会長ですが、「神奈川の教員の働き方改革検討協議会の設置及び運営に関する要綱」第6条第2項によりまして、「教育長が指名する者を充てる」とされております。事前に野中陽一氏を指名させていただいております。野中会長どうぞよろしくお願いいたします。

○ (野中会長)

横浜国立大学の野中と申します。よろしくお願いいたします。

● (事務局)

会議に先立ちまして、本日の会議の公開の可否について決定していただきたいと思っております。また、併せまして報道機関からビデオ撮影及び写真撮影の申し出がありましたので、許可・不許可について決定していただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○ (野中会長)

それでは、本日の会議の公開の可否についてですけれども、議事内容を踏まえまして、公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。(異議なしの声)

また、ビデオ撮影、写真撮影については、冒頭の挨拶までなら、特に支障がないと思われませんが、よろしいでしょうか。(異議なしの声)

それでは、今回は公開で行います。また、ビデオ撮影、写真撮影については、冒頭の挨拶までとしたいと思っております。

それでは、傍聴者の方を入室させてください。

● (事務局)

それでは、開催にあたりまして、神奈川県教育委員会、桐谷教育長からご挨拶申し上げます。

● (桐谷教育長)

みなさん、こんにちは。県教育委員会の桐谷でございます。皆様方には大変お忙しい中、本検討協議会の委員をお引き受けいただき、また本日ご参加をいただきまして誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。

すでに皆様方ご案内のとおり、教員の働き方改革、先生方の多忙化の解消、これにつきましては、喫緊の課題として国、地方公共団体を問わず、様々な議論がされております。

私ども県教育委員会も昨年度、小中学校、そして県立学校の勤務実態調査を行いました。その結果によりまして、改めて先生方の多忙な勤務の実態、これが明らかにな

っております。

そうした中で、国の議論が中途ではございますが、県教育委員会といたしまして、「当面速やかにできることから」という考え方の下に、学識経験者の先生方のお話しをお伺いしながら、「当面の方策」というのを昨年度まとめております。

そして、平成30年度の当初予算で市町村立学校については、学校経営アドバイザーの派遣、あるいはスクールソーシャルワーカーの増員、そして中学校の部活動指導員の配置に対する支援、また県立学校では業務アシスタントの配置、それから部活動指導員のパイロット的な配置、そうした予算的な措置を講じております。これらは当面の方策として、実施をさせていただいたものです。

現在、国の中央教育審議会において学校業務の精選、学校が行うべき業務は何なのかという議論を基にしまして、教員の勤務時間の上限規制、あるいは意識改革、そうした議論が進められております。

私ども県教育委員会といたしましては、こうした国の議論を見据えつつも同時並行的に神奈川の教員の働き方改革の抜本的な対策を検討、対策としてまとめていきたい、そうした考えで検討協議会を設置させていただきました。本日お集まりの皆様方は学識経験者、市町村の教育長様、それから学校長様、PTA関係の団体の皆様、職員団体の皆様、そして学校現場の先生方、神奈川の教育に関わる多くの方にこの協議会にお集まりいただいております。是非ともそれぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

そして、将来の神奈川を担っていく子どもたち、また、今後、神奈川の教員になろうとする若者たち、そうした彼らに対する答え、それを今の教育に携わっている我々が議論をし、検討をし、取りまとめていく、そのことが学校教育の持続的な展開ということからも大切という認識をしております。

是非とも皆様方には持続的な学校教育の展開を行っていくためには、どういう対策を取って、教員の先生方の多忙化解消を進めていくのか、その点について、是非ともご意見をいただき、そして取りまとめてまいりたいと考えておりますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

私も皆様方の議論に参加をしたいと考えておりますが、本日は所用により中座をさせていただきます。また場面を見つけてまして皆様方と議論させていただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

●（事務局）

今お話のありましたとおり、教育長は所用により、ここで退出させていただきます。

それでは、次にこの協議会の副会長でございますが、「神奈川の教員の働き方改革検討協議会の設置及び運営に関する要綱」第6条第3項により「会長が構成員のうちから指名する」とされております。本日急遽所用により欠席でございますが、事前に小林宏己委員を指名させていただいております。

その他の皆様のご紹介につきましては、時間も限られてございますのでお手元の名簿及び座席表で代えさせていただきたいと存じます。

次に資料の確認でございます。本日、皆様のお手元に配付しております資料でございますが、次第の下の方にお示ししておりますのでご確認いただければと思っております。不備等がありましたら、事務局へお申し出いただければと思っております。

それでは、議題の審議に移りたいと思っております。ここからは、進行を会長の方にお願

いしたいと思います。野中会長よろしく申し上げます。

1 神奈川の教員の働き方改革の取組の概要

○（野中会長）

それでは、よろしくお願いいたします。本日は、まず事務局の方から神奈川の教員の働き方改革の取組の概要について、それから今後の協議事項等についてご説明いただき、そのあと、それぞれ皆様の方からそれぞれの立場から一言ずつご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局の方から取組の概要についての説明をお願いいたします。

●（事務局）

教職員企画課長の塩田と申します。よろしく申し上げます。着席して説明させていただきます。これまでの県教員委員会における働き方改革に向けた取組について説明させていただきます。資料に沿って説明させていただきます。配布しております「資料1 神奈川の教員の働き方改革の取組の概要」をご覧ください。資料の1ページをご覧ください。

「1 これまでの経緯と趣旨」について、1つ目の○ですが、学校現場では、社会環境の変化に伴い、学校における課題が複雑化・困難化しており、教員の精神的・身体的負担も大きくなっている中、2つ目の○ですが、平成29年9月から10月にかけて、県立学校勤務実態調査を実施し、その結果をもとに「県立学校教員の働き方改革にかかる懇話会」を設置し、現場の教員からのヒアリングを含め懇話会の意見を聴取いたしました。

3つ目の○ですが、部活動指導については、県高等学校体育連盟等から意見を聴取し、その対策についても協議してきました。

次の○ですが、市町村立学校に対しても同様に、同年11月から12月にかけて、市町村立学校勤務実態調査を実施したところです。一方、国においては平成29年12月26日に、資料記載の5項目を「学校における働き方改革に関する緊急対策」として決定しました。

次の○ですが、これらを踏まえ平成30年度における取組や今後の教員の働き方改革に関する取組体制等に関して平成30年3月に当面の方策のとりまとめを行いました。

次に「2 県立学校勤務実態調査の結果」についてですが、詳細は別添の参考資料1にありますので後ほどご覧いただければと思います。平成29年9月から10月までのうち、調査対象校高等学校23校、特別支援学校7校の計30校で実施した県立学校勤務実態調査の結果ですが、「(1) 教員1人当たりの1日の平均学内勤務時間とその主な業務内容」については、資料記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。「(2) 調査結果から明らかになった課題」は、以下に整理しておりますが、「ア 学校の運営にかかわる業務」では、総括教諭・教諭は、校務分掌の業務、会議などの学校の運営にかかわる業務に従事しており、その1日当たりの平均時間数は、約2時間に及んでいます。

副校長・教頭は、学校の運営にかかわる業務だけで、正規の勤務時間を超える8時間以上となっています。

こうした学校の運営にかかわる業務の中には、教員以外でも対応可能な業務が含まれているため、今後は、こうした業務について、教員以外の者が担うことの検討が必

要です。

「イ 児童・生徒の指導にかかわる業務」では、「(ア) 高等学校の個別の生徒指導にかかる業務」において、相談、カウンセリングなどの個別の生徒指導に従事している1日当たりの平均時間数は、24分です。こうした業務の中には、複雑・困難であり、長時間に及ぶことも少なくないため、スクールカウンセラーなどの外部の専門人材を活用することの検討が必要です。

また、「(イ) 高等学校の部活動にかかる業務」では、部活動にかかる業務の1日当たりの平均時間数は、勤務日では39分、週休日・休日では1時間32分、特に、週休日・休日においては、ほとんどの時間を部活動が占めています。このため、部活動休養日の設定や、部活動指導員など外部の専門人材の活用の検討が必要です。

次に「3 県立学校教員の働き方改革にかかる懇話会からの意見」ですが、詳細は別添の参考資料2にありますので、後ほどご覧いただければと思います。「今後の課題に対する意見」ですが、「平成30年度は、具体的な対応は当面の方策とし、新たな検討組織を立ち上げて、さらに県立学校教員の働き方改革に向けた総合的・抜本的な対策の検討を行っていく必要がある。」とされました。

次に、検討に当たっては、3ページになりますが、「生徒や保護者、地域の視点も重要」とされ、また、「国の動向を踏まえて、教員が担うべき標準的な職務の範囲を検討しながら、教員の勤務時間に関する意識改革」や「時間外勤務の抑制や勤務時間管理の方策などについての検討」も必要があるとされています。

次に「4 市町村立学校勤務実態調査の結果」ですが、詳細は別添の参考資料3にありますので、後ほどご覧いただければと思います。平成29年11月から12月までのうち、調査対象校小学校60校、中学校30校の計90校で実施した市町村立学校勤務実態調査の結果ですが、「(1) 教員1人当たりの1日の平均学内勤務時間とその主な業務内容」については、資料記載のとおりです。

次に「(2) 調査結果から明らかになった課題」の「ア 児童・生徒の指導にかかわる業務」の「(ア) 総論」ですが、児童・生徒の指導にかかわる業務だけで正規の勤務時間を超える9時間以上となっているため、児童・生徒の指導にかかわる業務の効率化等について、検討が必要です。

次に「(イ) 生徒指導(個別)にかかる業務」ですが、県立学校と同様に相談、カウンセリングなどの個別の生徒指導があり、特に中学校においては、1日当たりの平均時間数は17分です。

次に4ページをご覧ください。こうした個別の生徒指導の抱える課題、対応策は資料記載のとおり県立学校と同様です。

次に「(ウ) 中学校の部活動にかかる業務」ですが、部活動にかかる業務の1日当たりの平均時間数は、勤務日では34分、週休日・休日では2時間53分です。特に、週休日・休日においては、ほとんどの時間を占めています。対応策は県立学校と同様です。

次に「イ 学校の運営にかかわる業務」の「(ア) 総論」ですが、総括教諭・教諭は校務分掌の業務、会議、会計処理など学校の運営にかかわる業務に1日当たりの平均時間数で1時間以上従事しています。また、教頭は、学校の運営にかかわる業務だけで、8時間程度となっているため、こうした業務の効率化等について、検討が必要です。

次に「(イ) 会議・打合せ」ですが、学校の運営にかかわる業務のうち、職員会議・

学年会などの会議にかかる業務及び打合せにかかる業務を合計すると、総括教諭・教諭は30分以上、教頭は1時間程度費やしています。このため、これらの会議・打合せの効率化について、検討が必要です。

次に「5 神奈川の教員の働き方改革に関する当面の方策について」ですが、別添の参考資料4にありますので、後ほどご覧いただければと思います。

次の「(1) 県立学校に対する主な取組」の「ア 様々な教育課題に対する組織的な取組の推進」の「(ア) 教員以外の専門スタッフの活用」ですが、ハイスクール人材バンクによるサポートティーチャー、スクールカウンセラーなどを増員し、外部の専門人材を活用します。

次に「(イ) 業務アシスタントの配置拡大」ですが、業務アシスタントを県立学校172校全校に配置を拡大します。

次に「イ 学校が行う業務の精選等による負担軽減」の「(ア) 学校が行う業務の精選」ですが、県教育委員会においては、学校に依頼する調査や照会等について、次の5ページになりますが、その必要性を十分勘案し、見直しを行います。とりわけ、県教育委員会が行う調査等に関して、平成29年度実績より2割削減を目標に見直しを行っていきます。各県立学校でも計画的な校務の遂行などに努めるとしております。

次に「(イ) 部活動指導の教員関与のあり方について」ですが、適切な休養日等の設定と、「部活動指導員」の配置等を新たに行います。

次に「a 部活動休養日の設定」ですが、詳細は別添の参考資料7にありますので、後ほどご覧いただければと思います。県立高校の全ての部活動で、1年を通じて週平均2日以上休養日を盛り込んだ「年間指導計画」を策定し、実施します。休養日は、年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週休日に必ず休養日を設定します。

次に「b 部活動指導員の導入」ですが、学校教育法施行規則の改正により、教員以外の者が「部活動指導員」として、引率などの顧問の業務を担えるため、こうした外部人材を活用します。

次に「ウ ICTの活用による校務処理の一層の迅速化、効率化の促進」ですが、一人1台パソコンの導入等の情報基盤を整備します。

次に「(2) 市町村立学校に対する主な支援策」ですが、働き方改革について、県教育委員会と市町村教育委員会が一層連携して取り組んでいくため、平成30年度は、次のような支援策を実施します。

まず「ア 学校経営アドバイザーの派遣」ですが、詳細は別添の参考資料8にありますので後ほどご覧いただければと思います。

学校の業務改善をアドバイスする学校経営アドバイザーを小・中学校の計5校のモデル校、小学校3校、中学校2校への派遣を開始しました。

次、「イ 部活動休養日の設定の促進」ですが、詳細は別添の参考資料5及び参考資料6にありますので後ほどご覧いただければと思います。

市町村立学校については、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則った県教育委員会の方針を示し、部活動休養日等の設定が行われるよう、市町村教育委員会等と連携して取り組んでまいります。

次に「ウ 中学校対象の部活動指導員の配置支援」ですが、県教育委員会の指針に準じて、整備を進めている市町村教育委員会に対して、部活動指導員の配置について

支援いたします。

次に「エ 教員以外の専門スタッフの活用」ですが、スクールカウンセラー等を配置し、外部の専門人材を活用します。

6 ページをご覧ください。「(3) 今後の総合的・抜本的な対策について」の「ア 検討に当たり考慮すべき事項」ですが、今後の対策を進めていくに当たり、考慮すべき事項として、まず「(ア) 国の動向」については、詳細は別添の参考資料 9 にありますので後ほどご覧いただければと思います。

平成29年12月中央教育審議会からいわゆる中間まとめがなされ、文部科学大臣は、同月にいわゆる緊急対策を決定しました。現在、中央教育審議会において、時間外勤務の抑制等について議論が続けられており、今後も引き続き国の動向を注視し、かつ、それを踏まえた対策を実施する必要があります。

次に「(イ) 市町村教育委員会との連携」ですが、今後の検討を行うに当たり、学校の設置者であり、かつ、教員の服務監督権限を有する市町村教育委員会と連携して検討していく必要があります。

次に「(ウ) 生徒・保護者の視点」ですが、働き方改革が目指すべきものは、教育の質を向上させることであるから、生徒及びその保護者の視点が対策に反映される必要があります。

次に「(エ) 現場の教員の意見」ですが、働き方改革を検討するに当たり、当事者である現場の教員の意見を踏まえる必要があります。

次に「(オ) 教員の意識改革」ですが、働き方改革を進めるに当たり、管理職も含めた教員一人ひとりが勤務時間を意識した働き方を行うべく、教員の意識を改革する必要があります。

最後に「イ 今後の推進体制について」の「(ア) 神奈川の教員の働き方改革検討協議会の設置」ですが、ここで資料記載の皆様方に御参加いただいている協議会を設定いたしまして、総合的・抜本的な対策の検討を行ってまいります。私からの説明は以上となります。

○（野中会長）

ありがとうございました。すでに取組の概要について参考資料が 1 から 9 まで多岐に渡るものがあり、この働き方改革に関して課題が本当に多くあることがお分かりだと思います。

それでは、まず、ただいまの説明につきまして、御意見又はご質問があれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。（質問者なし）

後ほど、1 人ずつ発言していただく時間がございますので、その時に併せて本件もご発言していただくことでよろしいでしょうか。（異議なしの声）

2 今後の協議事項について

○（野中会長）

それでは、先に進めさせていただきます。次に、これまでの取組の概要を踏まえまして、この協議会の協議事項について、事務局から説明をお願いいたします。

●（事務局）

それでは、お手元の「資料 2」をご覧ください。「今後の協議事項等について」の「1 協議内容」をご覧ください。

勤務時間の上限規制など、資料の括弧書きに記載されている事項につきましては、現在国で議論されているところですが、国の動向を踏まえつつ、県の方向性を協議します。議論の範囲が幅広なものですから、事務局で大きく4つに分けさせていただいております。

1つ目は、「① 業務の見直し、仕分けについて」です。国の中央教育審議会の中間まとめによる業務の分類の仕方に倣ってイからハのように分けています。順に説明いたしますと、「イ 基本的には学校以外が担うべき業務」、例えば登下校に関する対応、などでございます。

次に「ロ 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」では、例えば調査・統計等事務処理、会議のための資料の印刷などでございます。

「ハ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」では、例えば学校行事の準備・片付けなどでございます。

次に「② 勤務時間について」です。具体的には資料記載のとおり時間外勤務を縮減するためには、実際どの程度勤務しているのかを把握する必要があります。そして、そのためには勤務時間を把握する必要があります。また、現在国でも検討中としておりますが、勤務時間の上限規制についての課題、昨年度の実態調査でも取得ができていなかった休憩時間の確保の課題があります。

次に「③ 教職員の意識改革について」です。②とも関係がありますが、教職員に勤務時間を意識した働き方を浸透させるといった課題があります。

最後に「④ 学校を支える人員体制について」です。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員など外部の人材の活用の課題がございます。

私からの説明は以上です。

○（野中会長）

ありがとうございます。それでは、冒頭お話ししましたように本日はこの①から④の視点を念頭においていただき、それ以外の視点もあるかもしれませんが、皆さんの方から現状あるいは御意見、質問を含めましてお一人ずつ3分程度、時間が少なくて大変申し訳ありませんけれども、お話しをいただければと思います。なお、会議の終了時間が決まっておりますので、長い方については途中で声をかけさせていただくかもしれません。御了承ください。各委員の発言についての御質問等については、最後にまとめてお受けしたいと思っております。それではよろしいでしょうか。順番は、構成員一覧に記載の順番でお願いいたします。早速、金子委員からよろしいでしょうか。お願いいたします。

○（金子委員）

大きく2点に分けて意見を述べさせていただきます。まず国が考えている業務の見直し、仕分けについてです。まず、「イ 基本的には学校以外が担うべき業務」として、登下校に関する対応や放課後から夜間などにおける見回りなどが出ておりますが、1点目の登下校については、地域の見守り隊等の色々な方に御協力をいただいているわけですが、地域の方々は学校のために動いているとおっしゃっている。それが、学校から外れるとすると、今までの地域の協力体制はどうなっていくのか。今までの学校と地域の良き関係を崩すような改革というのは考えものかなと思っています。

2点目、「④ 学校を支える人員体制」ですが、第一に教員の定数増がなぜ入っていないのかなと一番思っているところです。先生方の定数を考えていただかないと、支

える教員以外の方の御協力をいただくとしても根本的な改革になっていかないのかなと思います。具体的には、教育相談コーディネーターという方が先生でおりますが、担任を持って、かつ色々な校務分掌を持って、そしてコーディネーターをやるということが本当に先生の負担になっているなと思います。保護者の窓口になったり、外部機関との折衝とか、こういう方も担任を持たずコーディネーターの役割を付けられたらどれだけ学校はありがたいかと思います。

それから、もう1つは小学校英語。教科となりましたが、英語の先生を付けずに小学校の先生方に英語の授業をしていただくというのは、今、私が現場を回っていて一番先生方の負担に感じていることではないかなと思っている。この2つについてお話をさせていただきました。

○（野中会長）

ありがとうございました。それでは引き続き、内田委員お願いいたします。

○（内田委員）

よろしくをお願いいたします。私は、金子委員からも話があった、この業務の見直し、仕分けの関係、教員の定数の改善も含めて、先生の業務をどうやって改善するのかについては、まず数を増やしてほしいということをお願いしたいと思います。子どもの数は減っていますが、支援が必要な子どもの数が圧倒的に増えてしまっているという状況です。そのために支援する市費負担の臨時の職員も増えまして、各学校に派遣するような実態があります。このような根本的な解決ということを考えてほしいと思います。この協議会の中でも是非きちっとやっていただければありがたいと思います。

それからもう1つ、現在、学校の業務の中で事務的な処理をしなくてはならないことが相当数ありまして、この部分を整理する必要があるのではないかと。もちろん今も事務職員が入っていますが、改めてその分を確認していただいて、例えば、今考えているのが、事務職員に市のOB職で再任用職員を学校に派遣できないのかということも1つ方法として検討していますが、教育委員会には予算がありませんので、首長部局と調整をしなければなりません。そういうことから見直しをしていければということも考えています。

それに加えて、先ほども話のありました小学校英語の問題についても、是非この場で御議論をお願いできればと思います。よろしくをお願いいたします。

○（野中委員）

ありがとうございました。それでは、夏苺委員お願いいたします。

○（夏苺委員）

よろしくをお願いいたします。私もかなり関係する内容となりますが、まずは1つ教員の定数改善だと思います。実際、先生方を見ていますと、経験の浅い先生が大分増えてきたというのが学校現場の状況です。以前に比べて経験の状況が大分変わってきているので、当然教員に対する対応が変わってきているというのが1つございます。

それからそれ以上の問題なのが、先ほど来から話題となっている子どもたちの状況でございます。また、子どもと向かい合う時間が、そういった中で大分限られていると。その視点を一番大事に検討していくべきであることを述べさせていただければと思います。

特に、国の方では、幼児教育・保育の無償化だとか、高等教育のことについてのみで、初等中等教育の内容についてはあまり触れられていない実情があり、是非この場

を通じて議論していただければと思っています。

それから、「業務の見直しについて」でございますが、2月9日に文部科学省から通知を受けて、町の方でもできる限りということで教員の意識改革にも取り組んでいる状況でございます。しかしながら、いわゆるこの通知にも書いてありますように、地域の実態というものもありますし、やはり学校と地域、それからPTA等の保護者との信頼関係の上で成り立っています。やはりその中で切っても切れない関係が存在すると思っています。いずれにいたしましても、意識改革等を含めた中で取り組んでいかなければいけないのかなと思っています。以上でございます。

○（野中会長）

ありがとうございます。3人の教育長の方から御意見を伺いました。続きまして校長先生の立場から御意見を伺いたと思います。小沼委員よろしくお願ひいたします。

○（小沼委員）

よろしくお願ひいたします。神奈川県公立小学校長会を代表して出席をしております小沼と申します。小学校長会の方でも一番力を入れて毎年活動していることは、スローガンとしています「子どもと向き合う時間の確保」というところです。そのための条件整備等々、力を入れているところです。これまでの委員の方と繰り返しになるかもしれませんが、小学校現場で昔から言われておりますが、昼間の時間に小学校の職員室に先生がいない、空っぽになってしまうとよく言われています。実際にそういうことが起こっていて、事務職員まで教室の方に色んな対応で行って、電話も出られないというような状況でございます。それでも県域の中でいろいろと情報を聞いていくと、業務アシスタント、児童支援員とか、スクールカウンセラーの増加などの色々な良い取組がそれぞれの市町村等で行われている情報が入ってきます。その色々な良い取組が県下一斉に浸透していかないのは少しもったいないと感じています。たくさん良い取組があるのであれば、それを是非県下で広めていただきたい。そのような話し合いができるととても良いなと思っています。是非その辺もお願ひしたいと思っております。

○（野中会長）

ありがとうございます。続いて漆原委員お願ひいたします。

○（漆原委員）

中学校長会です。現在、中学校は県内に410校あるのですが、1,000人を超える学校から5～6人の学校もあり、県立高校と違って市町村が直接管理している部分がありますので、市町村によってもものすごく差があります。いわゆる人材確保や人員の問題を考えるには、必ず予算が関わってきますけれども、例えば、市費で非常勤を雇える市町村と全然それができない市町村があります。それから部活動指導員に関しても、実際に何人雇えるのかというのかなり差が出ています。

それに加えて、職員の年齢構成の歪さから教頭・総括などのミドルリーターのなり手がいない。学校経営の負担を分散すると国も言っていますが、その部分をどうやっていくのかというのがすごく心配です。

部活動に関しては、中学校でもかなり大きな割合を占めています。県の考え方である年間で52週というのは素晴らしいと思いますが、時期によってもものすごく忙しい

時とそうでない時があります。ただ、それらを受けて市町村がより具体的なものを決めていく時に、いい影響が与えられるようになってくれればなと思っています。部活の指導員を頼んでも、そこまで責任を持ってないと言って断る人もいます。こういうことも含めていろいろと議論できればいいのかなと思っています。

○（野中会長）

ありがとうございます。続いて林委員お願いいたします。

○（林委員）

私は高校に特化した話をさせていただきます。なかなか仕事が減らないため、大原則としてスクラップアンドビルドをしていただかなければいけないと思っていますが、一方で、県としても全部丸ごとスクラップがしにくい事情も承知しています。Aという事業があれば、Aを全部無くしてくれということがなかなか難しいのであれば、少しAの角を落とすような形でAも少し軽くなりました、Bも少し軽くなりましたみたいな形の取組を所管課ごとにしっかりと考えていただきまして、そしてその結果が今年目標の20%という説明に繋がっていくのではないかと思います。丸ごと落とせなくても少しずつスクラップしていただいて、やっていただくことが1つ必要ではないかと思えます。

それから、もう1つは高校の教員の年齢構成に特化した課題になりますが、しばらく採用ができなかった歪みが今、若手とベテランしかないという40代がほとんどいない状況で、両極端な状態になっています。これで何が起こるかといいますと、新採用が5年どころと替わりまして、ベテランは定年になってどんどん替わっていくため、結局、仕事を引き継いで長くやってもらえる人が見つからなくなってきている。そうすると今年頼んだ人が来年いない、若しくは2年後にはいないということになってくる。誰に頼んだらよいのかという点で同じ仕事をしていく上でも中心になる存在がない。もし今ある定数の中で回すとするならば、人事異動のリズムというか、タイミングを少し考えることによって、新採用が二回りくらいやって出ていくというような形で、今の新採用は一回り3年担任をしたら二回りはしないので、それを二回りする人もいるという形の中で、それで元の学校も各学校もその事業を引き継いでもらえるようなそういう形の人事の中の柔軟性みたいなものも現実的にやっていかないと、学校も回り切れていないかなと現場サイドとしてお話しさせていただきました。

○（野中会長）

ありがとうございます。続いて柴山委員お願いいたします。

○（柴山委員）

よろしくお願いいたします。私は特別支援学校に特化してお話しをさせていただきますと思います。特別支援学校は、現在、過大規模化、障害の重度、重複化、多様化という現状があります。子どもの数が増えていまして、業務分量に比例して職員数も増えていきます。教職員が大体200人を超える場合もございますので、管理職の業務負担は大変大きくなっています。教員は、幼児、児童、生徒が登校してから下校するまでは、ほぼ付きっきりで指導しています。下校後、休憩時間の設定はありますが、チームティーチングで指導に取り組んでいますので、情報共有をしていると休憩時間は確保できず、また、個人の教材研究はほとんど17時以降という現状があります。

管理職はさらに早朝のスクールバス等の発着業務等もありますので朝6時30分～7時くらいから開錠し、閉庁時は教員の退勤を促し、19時30分～20時30分頃校内を巡視

し施錠しています。

本来業務の見直し、仕分けというところで「基本的には学校が担うべき業務」なのかと思いますが、「学校を支える人員体制について」という協議項目もありますので、外部の人材活用という視点で今後検討ができればと思っています。

それから、特別支援学校は肢体不自由教育部門に医療ケア等の児童生徒が増加しています。大変重度なケースも増加しておりますので、看護師等の増員が必要となってきましたが、現在、県教育委員会に御尽力いただいているところです。今後、教員定数のことも含めまして看護師の増員に向け意見を言わせていただければありがたいです。

○（野中会長）

ありがとうございました。それぞれの学校種を代表して校長先生の方からお話をお伺いしました。続いてPTAの立場から御意見をいただきたいと思います。長谷川委員は本日欠席でございますので、中野委員からお願いいたします。

○（中野委員）

よろしく願いいたします。PTAの立場からしましては、小中高と先生の皆様には本当に子どもたちのために御尽力いただいていることはいつも頭が下がる思いで活動させていただいております。

登下校ですとかこちらのことですが、先ほど、地域は学校のためでないとだんだん離れてしまうのではないかという話もありましたけれども、子どもたちのためということを中心に地域の人たちも考えていると思います。PTAを卒業した人たちもそうですし、地域のシニアの方ですとか、青少年指導員ですとか、地域にも色々おりますので、うまく協力し合えるのではないかと思います。そういう声をかけていただければ、対応できるのではないかと思います。

「ロ 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」ですが、本当に先生方がお忙しいのは職員室であったり、色々なところでお見掛けをしまして、ちょっと個人差はあるのかもしれませんが、すごく引き受けてしまう先生は忙しくなっているような様子があり、環境は色々あるのかもしれませんが、負担感には個人差があるのかなとちょっと感じていることがございます。どちらにしても、やはり先ほどから出ているように、人員が足りていないといえますか、子どもの教育の方が手薄になったりするの元も子もありませんので、人材をもっと投入できるのであれば、教員の定数というものを増やせるものであるならば早急に対応していただきたいと思います。

「ハ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」も同じことだと思いますが、これも地域や外部の協力ができることだと思います。とにかく人手が足りないということをすごく体感していますので、その辺は県や国で早急に対応していただきたいと思っています。

○（野中会長）

ありがとうございます。続いて阿部委員の代理で飯田委員お願いいたします。

○（飯田委員代理）

よろしく願いいたします。私どもは特別支援学校知的障害教育校PTAということで、特別に大きく支援が必要な子どもたちを見ていただいているので、毎日先生方には感謝の思いでいっぱいです。このような協議会自体があるのが、素晴らしいと思いますし、先生方の負担の軽減に繋がるものがあれば、賛成したいと思っています。

先ほど、何度もお話に出ているように特別に支援が必要な子どもたちがいるので、人員を増やすということに重きを置いていただくと大変ありがたいと思っています。

○（野中会長）

ありがとうございました。それでは、今度は教職員組合の皆さんから御意見を伺いたいと思います。政金委員お願いいたします。

○（政金委員）

神奈川県教職員組合の政金と申します。働き方改革について、申し上げたいことはたくさんありますが、今日は、最初ですので個別の課題ではなく、委員の皆さんと同じ方向を向いて今後議論するために共有したいことについてお話しさせていただきます。教員の働き方改革は何のために行うのか、ということをお話確認しなければいけないと思っています。協議会の目的については、要綱に示されているし、教育長の挨拶でも持続的な学校教育という話がありました。3月の神奈川の教員の働き方改革に関する当面の方策には、教員が子どもたちに向き合える環境を整えることが書かれています。国ではまた色々言っています。このような中で、神奈川として働き方改革を進めていく中で働き方改革を何のためにするのかということをお話共有したいと思っています。業務の見直し、長時間労働の是正、ワークライフバランス、言葉は並ぶのですが、現場の教職員が実際に進めていくにあたって、同じ方向を向くことが必要だと思っています。

働き方の質や、生産性をどう上げていくのか。好きな言葉ではないですが、そのようなことも必要かと思えますし、一方で、教員の力量を高めていくために自ら学ぶ時間も必要だと思っています。精神的な、身体的な負担軽減ということも関わっています。協議していく中で「このようなことを実行していくと軽減していくのではないか」という、もう少しかみ砕いた目的のようなものを考えて事務局から示してほしいと思っています。

その上で、全ての教員が同じ方向を向いていければと思っています。神奈川で進めている働き方改革について、社会、保護者、地域の皆さんに御理解いただくことも必要だと思っています。以上です。

○（野中会長）

後ほど事務局からあればコメントがあればお願いします。続いて、馬鳥委員お願いします。

○（馬鳥委員）

教職員の多忙化解消、働き方改革が国民的課題、県民的課題であって、今まさに組合の存在価値が問われる状況であると考えています。時間の関係で2点だけ。1点目、業務の見直し、仕分けについて、先ほど林委員から統一政策のスクラップアンドビルドという話がありましたが、その視点が極めて重要であると考えています。現場にある一つひとつの施策は、子どもにとって全て大事な施策であると思うが、全部やるというのは、生徒と向き合う時間を結果として奪っているという状況が見受けられます。全てをスクラップするのではなく、学校に一定の裁量権を委ねる中で、学校の実態にあったスクラップが求められていると思っています。

2点目、勤務時間について、夏休みについて問題提起したい。中教審でも変形労働時間で、夏休み教員は、時間に余裕があるが、そこでゆっくりと、という議論が国でもされているが、今の夏季休暇の実態を見ると、教育委員会の調査でも、5日間夏季

休暇が付与されるが、5日間取れる教員が少なくなっています。年々減少している取れる職員が少なくなっています。夏休みは本来なら年休も取りやすい時期ですが、ここ数年、年休の取得率は減っています。一昨年、学校管理規則が授業時間確保ということで、64日以内が60日以内になりました。多くの学校が授業時間の確保のため55日という日数にしている学校もあります。勤務時間という中で、夏休み、長期休業の問題を話題にしてほしいと思います。以上です。

○（野中会長）

実際の学校にお勤めの総括教諭4名のからご意見を伺いたいと思います。

○（小林委員）

大和市緑野小学校の小林と申します。よろしくお願ひします。子どもと向きあえる時間をどういう風に確保するかということが大きな課題と思っています。児童指導や保護者対応がかなり複雑化していて、それに取られる時間が膨大になってきています。

また、若い先生が多く、その先生方との打合せ、その先生が保護者対応時に一緒に対応するなど色々時間を使っている状態であると思います。外国語教育とか、道徳とか新しいものが入っている中、新学習指導要領が変わる中で、カリキュラムマネジメント、評価をどのようにしていくか検討する時間が必要ですが、なかなか時間が取れないのが現状です。時間を確保しながら子どもたちに向き合えるようにということを考えることが大事だと思っています。そのために小さなことから始めているという感じで、これからまだまだ考えていかなければならないと思っています。

○（野中会長）

古川委員お願ひします。

○（古川委員）

鎌倉市手広中学校の古川と申します。中学校の教員ですが、とても忙しくて、新しい先生が入ってきているけれども、毎日遅くまで働いても仕事が追い付かないという感じです。特に4、5月はベテランの先生も若い先生も学校中が忙しくて、何とかミスなくやるのがぎりぎりという過酷な状況であると実感しています。

ここ最近、学校現場の中からも、働き方を見直していこうという話が若い人たちの中からも出てきていますし、会議の中でも働き方という言葉が飛び交うようになっています。私も今年から総括教諭で、学校の中の校務の見直しをととても重要と考えています。自分たちの学校現場を自分たちで変えられるところから変えていこうと考えています。自分たちでどこを大事にしてどこを減らしていくかを考えて、一方的に「こうしなさい」というのは反感を持つ教員がいるので、やらされるのではなく、自分たちがやりたいことはそれぞれたくさん持っているので、働く意欲が削がれないような、働き方改革になればいいなと思っています。このような機会をいただきましたので、色々考えながら学校の中の働き方に少しでもお役に立てればと思っています。

○（野中会長）

では、今井委員お願ひします。

○（今井委員）

県立座間高校の今井です。よろしくお願ひします。どんなことが自分の立場としてできるかと考えているところです。私自身この4月から総括教諭になり、県全体のことを考えるより、自分自身の1日1日や、どの業務をどこまでやるかということを整理している状況なので、なかなか全体のことを考えることが難しいですが、せっかく

の機会なので一つお願いがあります。現在、学習支援の総括をしているが、調査・照会が、いつ、どこで、どこに掲載しているのか分かり難かったり、管理職からここに載っていたけど、渡すのが遅れたということで、計画的に仕事ができないようなことになっている。県立学校では、今全職員にメールアドレスがあるので、照会の内容によって、管理職や総括の先生にも送付するなどしてくれるとありがたいと思います。また、今までの照会と様式等を変更する場合、昨年度の資料を見ながら作業をする者からすると、この照会が昨年からどこが変わったか、いつ依頼がくるのかなどが分からないと不安になるので、変わったところが分かる説明があるとありがたいと考えています。

協議事項③の中の「勤務時間を意識した働き方の浸透」について、勤務時間を意識したということが、変な意味で捉えられないように進むといいと思っています。現場で一生懸命やっている先生は、勤務時間を意識している教員は少ないと思います。例えば、そのような先生にこのくらいの時間の中でやらなきゃいけないというような上限規制など、そういう改革になるのは是非とも避けていただくような改革になると嬉しいと思います。

部活動の指導に関しても、休養日を設けることも大事ですが、学校によっては、毎日部活の練習だけではなく日々の生活のリズムを含めて面倒をみている生徒について、学校生活が変わって学校生活がよい方向に変わっていく生徒もいるので、そのような生徒に対してどのように関わっていけばよいかなども話し合っていければと思っています。

県立学校の林委員から話がありましたが、年齢のバランスが激しくなっているため、若い先生に対する対応を考えていければいいと思っています。

○（野中会長）

それでは、窪田委員をお願いします。

○（窪田委員）

平塚ろう学校の窪田と申します。今年度からろう学校に配属されています。ろう学校は、聾唖、難聴の3歳の幼児から高等部専攻科を卒業した20歳の生徒までが在籍しています。高等部を担当しています。3カ月たって、特別支援学校は各校の専門性の維持が喫緊の課題だと思っています。ろう学校なので手話を用いて会話をしていますが、私も同時並行で学んでいて、この後ベテランの先生が大量に退職していくのは目に見えて分かっているので、その間に何をしていけばよいのか非常に危機感を感じています。人材の確保ということでは、県が関わってくるとは思いますけれども、教員の授業の力量について学校内でも引き継いでいかなければならないことが課題になっていて、若手の先生は頑張っているため、そこをどう繋ぐかということが自分の役割だと思っています。今の立場では先生たちがどのような働き方をしているか少し広く見ることできるので、「今年度はこのような形でやっているが、業務はどのように分担しようか」、「このようにした方がスムーズにできるのではないだろうか」ということも学部内で考えていければよいと思っています。

当校は部活動が盛んで中学部、高等部一緒に活動しているので、担当している先生方は、通常の中学校高校と同じような働き方をしています。6時までは部活で、その後自分の業務をして、土日も部活動で働いているという状況があります。

授業の方を最優先にしていくという雰囲気づくりもちろん必要ですし、児童・生徒、生徒以外のことについても、立ち話などで教員間の連絡を取れるような風通しのよい職場にすることを大事にさせていただきます。

○（野中会長）

本日早稲田大学の小林委員が欠席なので、小野委員をお願いします。

○（小野委員）

小野です。はじめに情報提供です。日本スポーツ協会が今年の4月に策定した「日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018」の中で、この5年間のスポーツ推進についての記述の中で、中学校の部活については、スポーツ少年団と地域総合型スポーツクラブを中心として、学校から離して行こうという動きがいよいよ本格化しています。指導する先生方には日本スポーツ協会のライセンスをとってもらって、中学校には、指導内容に応じて各都道府県の体育協会の競技団体から指導者を派遣するという形で、大枠ができています。ただ、各都道府県からは、「簡単にはできるわけがない」という後ろ向きな意見が多くて、でも、動かないと進まないの、できる方法を考えるということで、実際動き出しているという現状です。日本の競技力は運動部活動中心にオリンピック選手を含めて輩出してきた歴史があって、日本中が意識改革していかないと部活の問題は変わっていかないと考えています。部活動は働き方改革とは、一線を画して話し合いをするべきではないかと思っています。

○（野中会長）

経済同友会の湧井委員は本日欠席ですので、これで一通りご意見をいただきました。言い残したことがあれば、また他の委員への御質問があればお願いします。

○（古川委員）

ここで協議していくことが、どのように具体化していくのかイメージを教えてくださいなのですが。

●（事務局）

後ほど今後のスケジュールでお話させていただきます。

○（野中会長）

協議会は回数が限られています。今日お話しいただいたことがベースになって今後話し合っていきたいと思うので、いろんな角度から遠慮なくご発言ください。

○（金子委員）

働き方改革は、教員や関係者だけではなかなか進まないと思う。一つは保護者をどう考えていくか。また、地域の方たちがどう考えるかということ。学校、家庭、地域という3者で教育を進めようという流れを考えて理解してもらうことが大事なのかと思う。このような話は、地域の人から直に自分に話があります。地域の方が学校に対してどう思っているのか、そのあたりを整理し、理解を求めていく、保護者に対しても理解を求めていく必要があると思います。

○（野中会長）

貴重なご意見ありがとうございます。事務局からは何かありますか。

●（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。様々なご意見をいただきました。

1点、政金委員から、「働き方改革を何の目的のためにやっていくのか」というお話がありました。民間では生産性の向上が前面に出ています。しかし、教員の働き方改

革では、子どもと向き合う時間の確保、教員の業務負担の軽減、ワークライフバランスなどが言われていますが、最終的には「それが子どもたちに如何に還元できるか」そこが大きな目的であると思っています。教員の負担の軽減というのは、教員の働きやすさもありますが、子どもたちに如何に還元できるか、教育の質の向上を図れるか、それが最終的な目的であると考えています。

今、定数の改善、国の議論、意識改革、部活動など様々な意見をいただきました。今日いただいた意見を含めて、今後さらに議論を深めていただき、しっかりとした取りまとめをしていきたいと考えています。

○（野中会長）

各委員の意見を伺って、既にそれぞれの立場で、この問題に関して前向きに対応されていると発言の中で伺えたと思っています。世界的に日本の教育は高い評価を得ています。その質は維持しなければいけないということを前提に発言されていると感じました。質の維持、向上をさせつつも、どのように業務の効率化を進めるか、スクラップできるのはどこなのかを議論していくことになるかと思えます。

国の「学校における働き方改革特別部会」の資料の中で目に付いたものに、日本の先生は、諸外国では他の方がやっていることを含めて全部やっている、というものがありません。今回、国の方でも、業務の適正化、法的根拠がないことを先生がしているという議論もあります。そういうことも含めつつ、神奈川として「教育の質の維持、向上」また、先ほど教育長から話があった「持続可能」ということが大変重要な視点だと思えます。それらを踏まえた上で、何ができるのかということも議論していければと思います。

3 その他

○（野中会長）

その他ですが、今後の協議のあり方、進め方について、事務局からお願いします。

●（事務局）

資料2の下半分の今後のスケジュールをご覧ください。

本年4月27日に協議会要綱を設置しまして、本日6月18日に第1回の会議を開催いたしました。協議内容については、資料記載のとおりです。

ここで、お知らせしたいことがあります。先ほど説明した資料1で、学校経営アドバイザー派遣事業について話をいたしました。6月13日水曜日にモデル校5校の管理職、教育委員会等が藤沢市にあります県立総合教育センターで全体の進行管理を行う、学校経営アドバイザープロジェクト会議を開催しました。先日の会議は初回となりますので、各学校から現状課題を説明していただき、会議参加の皆様で情報を共有していただきました。その後、各5校に分かれて課題と今後の対策等の話し合いが行われました。今後、アドバイザー派遣事業については、適宜情報提供させていただき、連携してまいりたいと考えております。

今後、例年8月頃に文部科学省の翌年度予算の概算要求がありますので記載させていただきます。

その後、10月頃第2回の協議会を開催したいと思えます。ここでは、国の動向を踏まえた県の方向性、中間取りまとめなど記載の事項について協議したいと思えます。

そして、1月頃に第3回の開催を予定しています。ここで皆様方の意見を集約していただき、最終取りまとめを行いたいと考えております。

また、右側に記載がありますように要綱第8条に記載があります部会を開催することもできます。

なお、一番下の※に記載されておりますとおり、時期が不明ですが、中教審の答申の日程によって、協議会のスケジュールが変更する可能性があります。以上です。

○（野中会長）

3回までの途中で部会を設置して協議会の間で議論をしたり、まとめたりして、その議論の経過を協議会に反映して、その途中で来年度予算が始まるので、中間とりまとめに盛り込めるものは盛り込んで、中長期的に取り組むものは中長期的に取り組むということですね。

●（事務局）

そのとおりです。

○（野中会長）

部会の設置について、要綱の8条に書かれていますが、部会については、県立学校の部会と市町村立学校部会を設置して協議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。（異議なし）

部会のメンバーについては、教育長が指名するという事なので、事務局の方で調整をお願いするという事によいでしょうか。

●（事務局）

事務局で調整させていただき、部会のメンバーについては、決まり次第速やかにお知らせさせていただきます。

○（野中会長）

では、部会については、事務局で調整してください。他にあればお願いします。

○（林委員）

先ほど3人の教育長から定数改善の話がありましたが、義務も高校も定数改善は久しく行っていない。県レベルというより国のレベルで定数改善の議論はどうなっているのでしょうか。これだけ働き方改革が言われると、文部科学省としても必死になって定数改善を考えてもよさそうなものですが、そのような噂はないのでしょうか。

●（事務局）

今回の中教審の議論の中では標準法自体については積極的な扱いはほとんどされていないです。一方で、特に小中については児童生徒数に基づく学級数に応じた、いわゆる「既定分」の改善が従来の改善でしたが、昨年度の概算要求では、働き方改革を意識した小学校の英語の専科教員など、加配の部分に着目した改善などの新しい動きは捉えています。昨今の状況を踏まえて、定数そのものについて具体的にどう議論するかということについては、私どものところまで、細かいことについてはまだ下りてきていないという状況です。

これについては、引き続き教育長協議会等の場を通じて積極的に情報収集に努めていきたいと思っておりますし、高校、義務の標準法は教育のナショナルミニマムの充実という観点で定められているので、国の動向を注視しながら、必要な要望をしていきます。

勤務時間については、自発性・創造性という部分で、いわゆる給特法で整理されていますが、これについて中教審で上限規制等を含めて議論されているので、注意深く見守りながら、本県においても検討していきたいと思っております。

○（野中会長）

財政的なことを含めてなかなか難しいことなのかなと思いますが、引き続き、この場での情報提供をお願いします。そのほか特になければ、事務局にお返しします。

●（事務局）

それでは、第1回神奈川の教員の働き方改革検討協議会を閉会させていただきたいと思います。本日は、ありがとうございました。

以上